

令和7年度第13回三春町農業委員会議事録

- 1 令和8年3月16日（月）午後3時20分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第13回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 8名
3番 増子 義男 6番 武内 徹 7番 新田 俊男
8番 門馬 稔治 9番 大内 昌子 10番 佐久間 稔
10番 佐久間 稔 12番 渡邊 重吉
- 3 欠席委員
1番 大津 早苗 2番 佐藤 一人 4番 橋本文夫
5番 八木沼 孫一 5番 影山 忠夫
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主査：本田 侑
- 5 審議案件
議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号 三春町農用地利用集積計画について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
11番 渡辺 良一 委員 3番 増子 義男 委員

8 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

渡邊代理の議長でよろしくお願いたします。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめに、No. 1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。

場所は、斎藤地内味の郷こぼりどんから南東へ100mのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした7番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 7番 新田俊男 委員、現地調査報告

委員： 3月9日午前9時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、耕作・草刈り等が行われ適正に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議長： ほかに質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No. 2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の賃借権を設定しようとするものです。

場所は、下舞木地内セブンイレブン三春下舞木店から東へ300mのところでは。

事務局： (議案説明)

議長： こちらの現地調査は、私が行って参りましたので、私からご報告させていただきます。

委員： 12番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 3月9日午後1時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、耕作・草刈り等が行われ適正に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われま
す。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

議長： ほかに質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり許可することに決定いたします。

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 「議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、下舞木地内セブンイレブン三春下舞木店から北東へ160mのところ
です。

事務局： (議案朗読)

議長： こちらの現地調査は、私が行って参りましたので、私からご報告させていただきます。

委員： 12番 渡邊重吉 委員、現地調査報告

委員： 3月9日午後1時10分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、周囲をすべて宅地に囲まれており、日照や通風の影
響もないため、この転用は止むを得ないものと思われま
す。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに異議ありませんか。

- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No. 2 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、七草木集会所の北側に隣接したところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした 6 番武内委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委 員： 6 番 武 内 徹 委員、現地調査報告
- 委 員： 3 月 1 0 日午前 9 時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側、東側、南側を道路、西側が宅地及び山林に隣接しており、特に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま
す。以上、現地調査の報告といたします。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No. 3 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、町営野球場から東に 2 0 0 m のところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： こちらの現地調査は、私が行って参りましたので、私からご報告させていただきます。
- 委 員： 1 2 番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

- 委員： 3月9日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、東側を雑種地、北側を道路、西側が宅地、南側が山林に隣接しております。申請地は既に別の用途で使用されており、周辺に農地はなく特に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われ
ます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議長： 続いて、No. 4について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、貝山地内お食事処やま岳の北側隣接のところ
です。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： こちらの現地調査は、私が行って参りましたので、私からご報告させていただきます。
- 委員： 12番 渡邊重吉 委員、現地調査報告
- 委員： 3月9日午前10時15分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を畑、西側が雑種地、東側を道路、南側が宅地に隣接しております。北側の農地は保全管理されている状態であり、特に影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われ
ます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第53号 三春町農用地利用集積計画について

議長： 「議案第53号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

それではNo. 1について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。
場所は、下舞木地内セブンイレブン三春下舞木店から北東へ350mのところですか。

事務局： (議案朗読)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第13回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

9 令和7年度第13回三春町農業委員会を午後3時50分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 渡邊重吉

11番委員 渡辺良一

3番委員 増子義男